#### 令和3年度 足立区防災会議 ≪会議要旨≫

- 1 令和3年度足立区防災会議の開催にあたって 足立区防災会議の開催にあたり、新型コロナウイルスの感染拡大に伴い、下 記の期間で書面での会議を開催しました。
- 2 期間

令和3年9月6日(月)から9月24日(金)まで

- 3 会議内容
- (1) 足立区地域防災計画の令和3年度修正について 足立区地域防災計画の令和3年度修正案について、【震災編】【風水害編】 【資料編】と修正内容の概要版を足立区防災会議委員に送付し、その可否について書面にて議決をいただきました。
- (2) 足立区地区防災計画策定町等一覧について(報告資料) 地区防災計画の策定状況及び支援の計画を報告しました。

#### 4 議決

足立区防災会議委員の過半数以上の承諾をいただき、足立区地域防災会議の 令和3年度修正について、**可決**となりました。

# 足立区地域防災計画(令和3年度修正案)概要版

はじめに・・・・				
Ι	現行計画修正の全体方針	• • • •	2	
П	【震災編】の修正内容	• • • •	3	
Ш	【風水害編】の修正内容	• • • •	8	

# はじめに

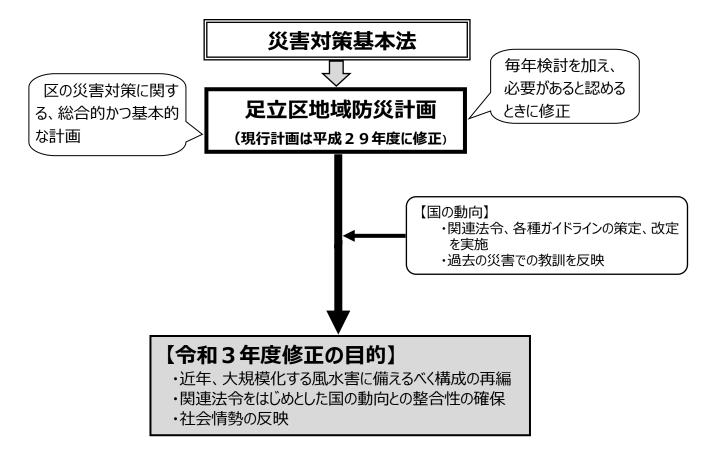
#### 1 修正の目的

近年、大規模かつ頻発する風水害被害の現状について、特に、令和元年東日本台風(台風 第19号)の教訓を活かすため、令和元年11月に「足立区水防体制再構築本部」を設置し、 課題を抽出し、検討を行ってきました。

こうした検討を踏まえ、災害対策基本法第40条の規定に基づき策定される地域防災計画の 再構成とともに、関連法令をはじめとした国の動向との整合性を図ることを目的とし地域防災計画の 修正を行いました。

また、防災の現場における女性参画の拡大や、多様な性の在り方に配慮した防災対策、令和 2 年の新型コロナウイルス感染症の発生等を契機とした感染症対策の推進などの社会情勢も反映させました。

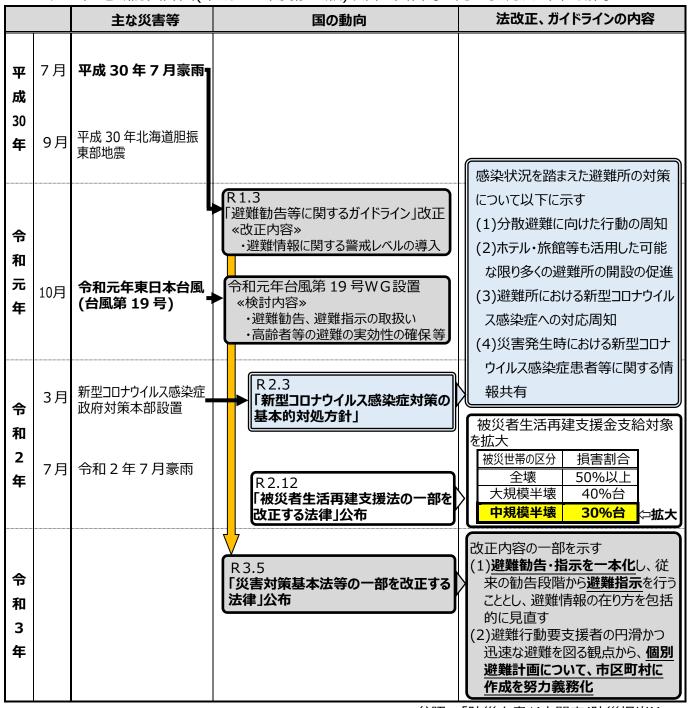
■地域防災計画の位置づけ等と今年度修正の目的



#### 2 関連法令をはじめとした国の動向や過去の災害等の教訓の反映

現行計画の平成29年度修正以降における災害関連法令等の改正、ガイドラインの策定動向を把握し、必要な修正を加えました。

■足立区地域防災計画(平成 29 年度修正版)以降の災害等の発生状況及び国の動向



参照:「防災白書」(内閣府(防災担当))

# I 現行計画修正の全体方針

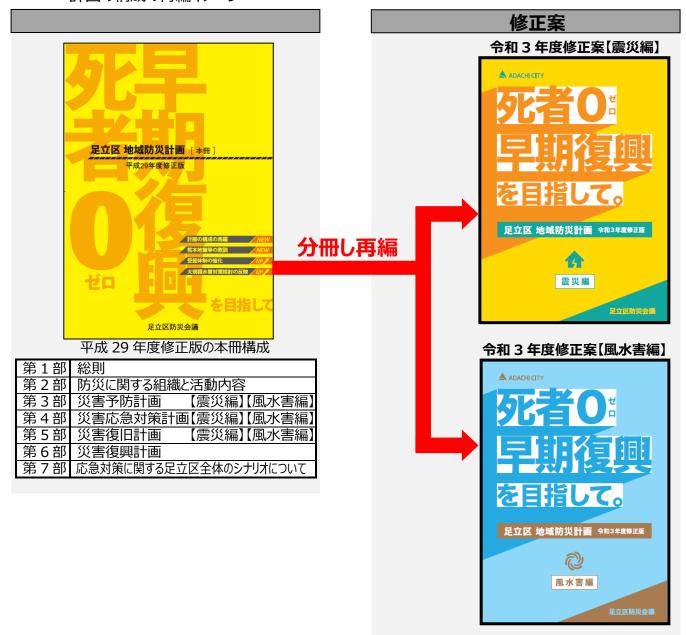
#### 1 計画の構成再編と修正のポイント

従来の計画は、災害対策の各施策分野を「予防」「応急」「復旧」等の段階ごとに編成し、各段階における取組を震災編、風水害編の2つにまとめていました。

修正案の計画では、全国的に多発する大規模水害に備えるべく、特に令和元年東日本台風(台 風第 19 号)を踏まえ、「震災編」、「風水害編」に分冊し再編しました。

次頁以降に再編したそれぞれの計画の構成一覧を掲載します。

#### ■計画の構成の再編イメージ



# Ⅱ【震災編】の修正内容

#### 1 【震災編】の全体構成一覧

本計画の修正案【震災編】の全体構成一覧は下記のとおりになります。

■令和3年度修正案【震災編】の全体構成

## 第1部

#### 総則

第1章 地域防災計画の概要 第2章 区等の基本的責務と役割 第3章 足立区の現状と被害想定 第4章 減災目標と対策の方向性

### 第2部

## 防災に関する組織と活動内容

第1章 災害対策本部設置基準 第2章 足立区業務継続計画(BCP)の概要

第3章 防災関係機関等との相互協力体制

# 第3部 災害予防計画

# 第4部 災害応急対策計画

# 第5部 災害復旧計画

第1章 区民と地域の防災力向上	第1章 区民と地域による防災活動	-
第2章 安全な災害に強い防災まちづくり	第2章 河川施設、公共施設の危険防止活動	第1章 河川施設、公共施設等の機能回復
第3章 安全な交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第3章 交通ネットワーク及びライフライン等の確保	第2章 交通ネットワーク及びライフラインの機能回復
第4章 津波等対策	第4章 津波等対策	第3章 津波等対策
第5章 応急対応力の強化	第5章 応急対応の実施	1
第6章 情報・通信の確保	第6章 情報 • 通信活動	l
第7章 医療救護・保健衛生等対策	第7章 医療救護・保健衛生等対策	第4章 医療救護・保健衛生等対策
第8章 帰宅困難者等対策	第8章 帰宅困難者等対策	第5章 帰宅困難者等対策
第9章 避難者対策	第9章 避難者対策	第6章 避難者対策
第 10 章 物流•備蓄•輸送対策	第 10 章 備蓄・物資等の供給及び輸送	第7章 流通機能及び生活基盤の確保
第 11 章 放射性物質対策	第 11 章 放射性物質対策	第8章 放射性物質対策
第 12 章 住民の生活の早期再建対策	第 12 章 住民の生活の早期再建対策	第9章 住民生活の早期再建施策
第 13 章 受援体制の整備	第 13 章 受援計画	

# 第6部

## 災害復興計画

第1章 復興の基本的考え方 第2章 復興本部 第3章 震災復興計画の策定

第7部

# 応急対策に関する足立区全体シナリオ

#### 2 【震災編】の修正のポイント

足立区地域防災計画【震災編】の修正のポイントは以下のとおりです。

#### ポイント①

新型コロナウイルス感染症対策等を踏まえた避難所運営の内容を反映

#### ポイント②

災害対策基本法等の一部を改正する法律を踏まえた避難情報の一本化に関する内容の反映

#### ポイント③

放射性物質対策に関する内容を充実

#### ポイント④

多様性社会実現に向けた対策の推進のため計画内の内容を修正

次に、修正概要として、課題及び地域防災計画に実際に反映した内容を整理したものを示します。 詳細は修正案本冊を参照のこと。

【凡例】 課題 記載内容 下線部:主要項目、(括弧):修正案本冊の頁

#### ■震災編修正概要

#### 【ポイント① 感染症対策】

・感染症対策の取組内容

【第1部 総則 第4章 減災目標と対策の方向性 第5節 到達目標と取組内容】

・避難所での感染症予防対策・蔓延予防対策を明記(P67)

・感染症対策と区民の防災行動力の向上

【第3部 災害予防計画 第1章 区民と地域の防災力向上 第1節 区民の防災行動力の向上】

・在宅避難に向けた日常備蓄の実施を記載(P89)

・感染症流行時における避難所 の運営管理体制の整備 【第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策 第3節 避難所の管理運営体制の整備等】

・分散避難の推進、ホテル、旅館、都営住宅空室の利用の 検討、避難所への<u>感染症対策物品の備蓄</u>について記載 (P218)

・感染症流行時における避難所の開設、運営の対応

【第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策 第3節 避難所の開設・運営】

・在宅避難、次に縁故等避難、最後に避難所への避難の順に考える分散避難について記載(P396)

#### 【ポイント② 災害対策基本法の法改正】

・避難体制整備に法改正の内容を反映

【第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策 第1節 避難体制の整備】

・避難勧告、避難指示の情報を避難指示に一本化 (P207)

・避難情報の変更に伴う活動内容の整合性

【第4部 災害応急対策計画 第9章 避難者対策 第1節 避難誘導の実施】

・<u>避難勧告・避難情報の一本化</u>に加え、各主体の活動内容 を修正(P381)

※ 一部抜粋:【避難指示等一覧】

	次 的 <b>众什,【</b> 姓辩自小寺 <b>克</b> 】
警戒レベル	居住者等がとるべき行動等
【警戒レベル3】	●発令される状況:災害のおそれあり
高齢者等避難	●居住者等がとる出来行動:危険な場所から高齢者等は避難
	・高齢者等※は危険な場所から避難(立退き避難又は屋内安全確保)する。
	※避難を完了させるのに時間を要する在宅又は施設利用者の高齢者及び障害のある人等、及
	びその人の避難を支援する者
	・高齢者以外の人も必要に応じ、出勤なその外出を控えるなど普段の行動を見合わせ始めたり、
	避難の準備をしたり、自主的に避難するタイミングである。例えば、地域の状況に応じ、早めの避
	難が望ましい場所の居住者等は、このタイミングで自主的に避難することが望ましい。
【警戒レベル4】	●発令される状況:災害のおそれが高い
避難指示	●居住者等がとるべき行動:危険な場所から全員避難
	・危険な場所から全員避難(立退き避難又は屋内安全避難)する。
【警戒レベル5】	●発令される状況:災害発生又は切迫(必ず発令される情報ではない)
緊急安全確保	
	・指定緊急避難場所等への立退き避難することがかえって危険である場合、緊急安全確保する。
	ただし、災害発生・切迫の状況で、本行動を安全にとることができるとは限らず、また本行動をとっ
	たとしても身の安全を確保できるとは限らない。

## 【ポイント③ 放射性物質対策】

・放射線量の測定体制の整備

【第3部 災害予防計画 第11章 放射性物質対策 第3節 放射線量の把握体制の整備】

・区内公園等における空間放射線量率の定点測定について 明記 (P231)

・放射線物質対策の迅速、的確 な情報収集 【第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策 第1節 迅速・的確な情報連絡】

・原子力災害対策特別措置法の規定による緊急事態宣言 発出の場合、迅速かつ的確に情報収集を行うことを明記(P418)

放射線量の情報提供

【第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策 第2節 緊急時における放射線量の把握活動及び区民への情報提供等】

・空間放射線量率の状況把握やモニタリング活動を実施し、その結果を<u>区民へ情報提供すること</u>を明記(P419)

・原子力災害における保健医療活動

【第4部 災害応急対策計画 第11章 放射性物質対策 第3節 保健医療活動】

・健康相談や監視強化、放射線物質検査について記載 (P420)

#### 【ポイント④ 多様性社会の実現に向けた対策の推進】

- 多様性社会の実現に向けた対策推進
- ・避難所運営における多様性の視点
- ・被災者生活相談支援等における対策の推進

- 【第3部 災害予防計画 第1章 区民と地域の防災力向上 第1節 区民の防災行動力の向上】
- ・防災教育、訓練に<u>女性やセクシャルマイノリティの参画推進</u>に 努めることを記載(P92)

【第3部 災害予防計画 第9章 避難者対策 第3節 避難所の管理運営体制の整備等】

・避難所運営において<u>女性やセクシャルマイノリティの視点を導</u> 入することを新たに記載(P215)

【第5部 災害復旧計画 第9章 住民生活の早期再建施策 第3節 被災者に対する生活相談等支援】

・被災者に対する生活相談等支援に<u>セクシャルマイノリティ相</u> 談を追記(P489)

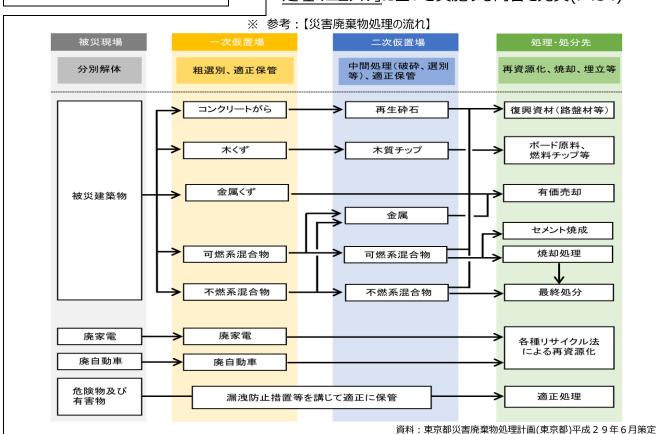
#### 【その他修正点】

- 情報、通信連絡体制の整備
- ・効率的な災害廃棄物等の処理

- 【第3部 災害予防計画 第6章 情報・通信の確保 第1節 情報システム及び防災機関相互の情報・通信連絡体制の整備】
- ・<u>情報、通信連絡体制</u>について、取り組むべきこと、既存の情報通信機器、災害対策本部支援システム機器の順番に整理し、構成を変更(P178)

【第4部 災害応急対策計画 第12章 住民の生活の早期再建対策 第7節 がれき、粗大ごみ、廃家電の処理】

・「足立区産業廃棄物処理計画」及び「足立区災害廃棄物 処理マニュアル」に基づき実施する内容を充実(P434)



# Ⅲ【風水害編】の修正案

#### 1 【風水編】の全体構成一覧

本計画の修正案【風水害編】の全体構成一覧は下記のとおりになります。

■令和3年度修正案【風水害編】の全体構成

## 第1部

#### 総則

第1章 地域防災計画の概要 第2章 区等の基本的責務と役割

第3章 足立区の現状と被害想定

## 第2部

# 防災に関する組織と活動内容

第 1 章 災害対策本部設置基準 第2章 足立区業務継続計画(BCP)の概要

第3章 防災関係機関等との相互協力体制

## 第3部 災害予防計画

第1章 水防体制再構築

第2章 水害予防対策

第3章 区民と地域の防災力向上

第4章 住民避難計画

第5章 安全な災害に強い防災まちづくり

第6章 応急対策への備え

第7章 受援体制の整備

# 第4部

# 災害応急対策計画

第1章 水害応急対策の活動体制

第2章 住民避難対策

第3章 都市機能及び公共施設等の応急対策

第4章 被災者等に対する応急対策

第5章 受援計画

# 第5部 災害復旧計画

第1章 公共施設等の復旧対策

第2章 被災者等に対する支援及び生活再編

#### 2 【風水害編】の修正のポイント

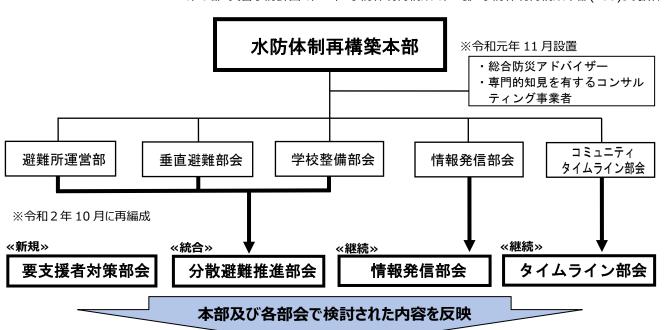
令和元年東日本台風(台風第19号)では、日本全国で広範囲の記録的な大雨となり、荒川の氾濫が危ぶまれました。当時、区内全域に初の避難勧告を発出し、開設した避難所は135施設、避難者数33,172人と、ともに過去最大となりました。これに伴う混乱の中で、様々な課題が顕在化しました。

このため、区ではこれらの検証を踏まえ、水防体制再構築本部を設置し、水害に対する備えを強化しました。

水防体制再構築本部では、下記の部会をごとに検討を進め、分散避難の推進など課題解決に向けた取り組みを行い、本計画の修正に反映しています。

#### ■水防体制再構築本部と部会組織図及び修正ポイント

第3部 災害予防計画 第1章 水防体制再構築 第2節 水防体制再構築本部(P35)より抜粋



#### ポイント①

水害時の新たな避難方法であり、避難所での感染防止を図ることができる分散避難について反映 ポイント②

水害時における避難所の開設から運営・管理における内容を充実

#### ポイント③

水害時の事前防災行動計画の取組について新たに記載

次に、修正概要として、課題及び地域防災計画に実際に反映した内容を整理したものを示します。 詳細は修正案本冊を参照のこと。

【凡例】 課題

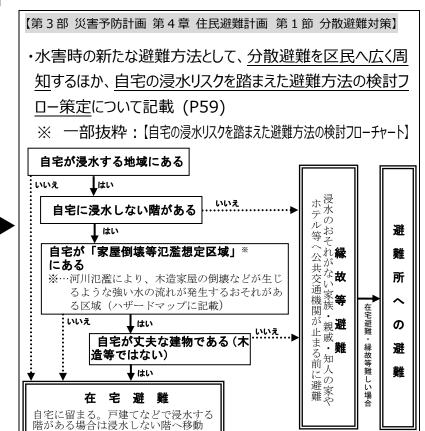
記載内容

下線部:主要項目、(括弧):修正案本冊の頁

#### ■風水害編修正概要

# 【ポイント① 分散避難の推進】

・分散避難対策の推進



## 【ポイント② 避難所の開設・運営・管理】

・水害時避難所開設のタイミング

・水害時避難所運営、管理における課題の解消

【第4部 災害応急対策計画 第2章 住民避難対策 第4節 避難所の開設】

・水害時の避難所開設について、<u>荒川氾濫が危ぶまれる場合</u> に、全ての避難所を一斉開設することを明記(P135)

【第4部 災害応急対策計画 第2章 住民避難対策 第5節 避難所の管理・運営】

・新たに作成された水害時避難所運営手順書に基づく避難 所の管理運営を記載 (P136)

※ 参考:水害時避難所運営手順書



第 I 部 事前学習編にて統一のルールを記載 第 II 部 開設運営編は各避難所の計画を作成 ・第二次避難所の開設、運営

【第4部 災害応急対策計画 第2章 住民避難対策 第6節 第二次避難所の開設及び運営】

・あらかじめ指定した施設に事前に職員を派遣して、第二次 避難所を開設、運営することを記載(P137)

## 【ポイント③ 水害時の事前防災行動計画(タイムライン)】

・水害に対する地域における取組の支援

【第3部 災害予防計画 第3章 区民と地域の防災力向上 第6節 コミュニティタイムライン】

・地区ごと定める事前防災計画であるコミュニティタイムラインの 策定に向けた取り組みの支援を新たに記載(P55)

・庁内における事前防災計画の 策定 【第4部 災害応急対策計画 第1章 水害応急対策の活動体制 第6節 事前防災行動計画】

・庁内で決定が必要な事項、情報共有すべき事項、区民等へ直接影響する事項を、実施する部署ごとに記載し、行動の漏れを防ぎ、かつ部署間の連携を円滑にし、荒川氾濫による被害を最小限にするための計画である水害時庁内タイムラインを掲載(P116)

※ 一部抜粋:水害時庁内タイムライン(荒川下流)

※ 一部扱件:小書時月内タイムフィノ(元川下流)									
		他の動き							
ステージ (時間)		荒川下流			防災行動				
	判断基準		No						
		江東5区		行動の概要	行動の詳細				
		タイムライン							
	台風によ る関東地		-	気象・河川情報の収集	気象庁・防災専門家・荒川 TL の情報				
			2	災害対策準備本部の検討・決定	タイムライン運用会議				
1			3		災害対策準備本部員の招集				
		タイムラ	4	災害対策準備本部の設置・会議	(招集は館内放送)				
関心を向		イン運用	5		職員への情報共有				
ける	方への影	開始 体制確認	J	日立ての桂却サち	区民に新型コロナ禍での避難の注意点を呼びかけ				
	響の可能	体制確認 浸水予想	6	見立ての情報共有 (台風進路・予想雨量)					
-96	性	<b>範囲確認</b>	7	(日風進聞・)	■   行事等中止の検討・決定				
(4日前)		<b>半以四、11年 11心</b>	8	- 行事等中止の判断	1				
			9		関係する機関への連絡・周知				
			10		区民に行事等中止の伝達				
	台風によ る首の の可能性 場面 の可能性 場面 の可能性 場面 の可能性 のででである。 のでである。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも。 のでも	広域避難	11	災害対策準備本部会議	招集は館内放送				
			12	区有施設の休館の検討	区有施設の休館の検討				
			12	• 区民事務所	職員、委託事業者、指定管理者、施設管理者への情				
			13	• 福祉事務所	概点、安心事来省、旧足官连省、尼改官连省、VO				
			1.4	・保健所(各センター)	1344 - 1.15				
			14	・地域学習センター	区民へ休館の可能性を広報				
2			15	· 学校	ー 所管各施設および周辺、装備品の確認				
		検討開始 (江東5区		・保育園 等					
避難に向		による検	16	通常業務の中止・縮小の検討	中止・縮小する業務を検討				
世無に問けた準備		icよる恢 討)	17	協定・協力事業者への予告	関係する協定・協力事業者へ区の体制、要請の可能				
· / / _ — I/III		H1/	18		性がある旨を連絡 避難に必要な準備の呼びかけを決定				
-72	72 時間予	自主的広	19		土のう配布の周知				
(3日前)	想雨量 400mm を 超過する 場合	域避難雄			区民への避難に必要な準備の呼びかけを伝達(食料				
		の呼びか	20		等の備蓄品、避難先への連絡等)				
		け	21	避難に必要な準備を呼びかけ	避難行動要支援者に対して避難の準備を呼びかけ				
			22	歴悉に必女は宇囲で「ひり!!!	要配慮者利用施設に準備を呼びかけ				
			23		資源・ごみ収集中止可能性の呼びかけ				
					学校・保育園・幼稚園等に休校・休園や台風対策の				
			24		準備の呼びかけ				
					1 800 1 2 2 17 17				

# 足立区地区防災計画策定町会等一覧について

地区防災計画とは、災害が起こることを想定し、地区に居住する方々自らが、そのための準備 と災害時に自発的な行動を検討し、策定する計画です。区では令和6年度までに、100団体での 策定を目指し、支援を進めております。

#### 1 地区防災計画の策定状況

地域防災計画	策定年度	策定団体				
	平成27年度	・千住柳町町会	・千住寿町北町会			
平 成		・千住大川町東町会	· 千住大川町西町会			
	平成28年度	・千住大川町南町会	・千住元町町会			
		・千住寿町南町会	・隅田自治会			
29 年		・長門東部自治会				
年度修正版		・千住中居町会	• 千住龍田町町会			
正	平成29年度	・柳原東町会	• 柳原西町会			
版		• 中曽根町会	・本木一丁目南町会			
		・大谷田東自治会	• 長門南部町会			
		・長門北部町会	・長門西町会			
		• 柳原南町会	・柳原北町会			
	平成30年度	・本木三丁目北町会	・本木北町みのり町会			
		・関原二丁目南町会	・関原二丁目町会			
<b>※</b> 前		・梅田上町自治会	・梅田稲荷町会			
<b>令和3年度修正版</b> ※前計画以降新たに策定された団体		・梅田正和町会	・リライズガーデン西新井自治会			
<b>令和3年度修正版</b> 一 四以降新たに策定され		・日ノ出町自治会	・日ノ出町団地自治会			
3 新		・千住四丁目町会	・本木東町会			
● 年 た ■ <b>度</b> に	平成31年度	• 本木西町会	• 本木南町会			
<b>修</b> 策 定	(令和元年度)	・関原三丁目東町会	• 関原三丁目町会			
版記		・梅田神明町自治会	・梅田本町自治会			
た田田		・西新井本町一丁目町会				
体		・小台町会	・宮城町会			
	令和2年度	• 宮城第三団地自治会	・尾久橋スカイハイツ自治会			
	1711日一十尺	・ラ・セーヌ小台自治会				
		・ライオンズマンション荒川遊園アクアステージ自治会				

#### 2 策定計画数

	H 2 7	H 2 8	H 2 9	H30	H 3 1	R 2	R 3	R 4	R 5	R6
新規策定数	2	7	1 0	1 0	1 1	6	2 0	1 2	1 2	1 0
累計策定数	_	9	1 9	2 9	4 0	4 6	6 6	7 8	9 0	1 0 0

(単位:団体)

# 地区防災計画策定状況(マップ)

